

【事務事業調査】

事務事業名	高根沢町保護司会補助			予算科目	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業
				コード	001-03-01-01-00201010
担当部課	住民生活部健康福祉課	担当 係長	障害者係 田野辺友子	事業の分類	既存事業

■事務事業の概要

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か?	どのような成果が現れます(現れました)か?
計画	H22 事後評価 保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察を受けている人の指導や、これらの人の環境整備、犯罪予防活動を、町更生保護女性会、BBS会(青年ボランティア)と連携しながら推進している町保護司会に対し、会の円滑な活動を支援するため、補助金を交付しました。	町保護司会の活動を支援することにより、保護司活動の円滑化、効率化が図られ、地域の中における更生保護活動や犯罪予防活動が充実します。
	H24 事前評価 犯罪のない明るい社会を築くため、町更生保護女性会等関係団体と連携しながら活動する町保護司会の円滑な活動を支援するため、補助金を交付します。補助金については、一人当たり10千円としています。	
実績		

■活動指標

指標	目標値	達成値	特記事項
保護司会数(単位:団体)	1		

■事業費(計画)

【単位:千円】

細節	金額	積算根拠
1 補助金	160	10,000円×16名(基準数)
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	160	

■事業費(実績)

【単位:円】

細節	金額	特記事項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	0	

■事業経費

		計画 【千円】	実績 【円】	特記事項
予算	当初予算額	160		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決算	決算額			
財源	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	0		
	差引(一般財源)	160		

■補助金等名:高根沢町保護司会補助

■補助事業者等:高根沢町保護司会

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント	
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	5	保護司は、犯罪や非行に陥った人の更生を支援するほか、法務省主催の「社会を明るくする運動」の中心的な役割を担い、地域における防犯予防運動を行っています。
		■町全体に波及効果が期待できる。		
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	5	保護司は、保護司法に基づき設置が義務付けられています。近年は犯罪の増加、多様化、低年齢化、凶悪化に伴い、保護司の活動内容も複雑化しています。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	5	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	5	保護司法第1条では「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をしたもの及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを、その用途とする。」とされています。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	5	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	4	団体活動を補助することによって、保護司活動の円滑化、効率化が図られます。 予算については、一人当たり10千円で積算しています。
		■予算の見積が適正である。	4	
5	適格性	■実施体制が明確である。	4	団体の運営は、おおむね自立しています。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	4	
合計点数		46		
総合評価		継続		